

令和 6 年 4 月 8 日
機 構 長 裁 定

人間文化研究機構研究データマネジメントポリシー

1. 前文

大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）は、人文学（人間の文化・社会を研究する、機構が対象とするすべての研究分野を含めていう。以下、同様。）の深化・発展に資するために、オープンサイエンスを促進することを、基本方針とする。この方針を推し進めるため、研究データのマネジメントに関してここにポリシーを定める。

<大学共同利用機関法人としての役割>

機構は、研究データの適切なマネジメントを遂行することにより、人文学の研究によって創出した研究データを再利用可能なかたちで提供し、新たな研究創出のための循環を作り出すことで、国内の大学等における人文学の研究の推進を促す。また、機構の取組みとして研究データマネジメントの実施例を示すことや、マネジメントに用いる情報基盤について検討を進め、それを共有することなどによって、大学等での人文学研究に関する研究データマネジメントの定着を促す。

<人文学に対する役割>

機構は、研究データのマネジメントにより、人文学研究の成果とその研究過程における所産である研究データを一層顕在化させる。そのことによって人文学研究の社会に対する説明責任を助け、また社会からの人文知へのアクセスを向上させる。

同時に、人文学研究による研究データには、人間や社会を対象とするゆえに特有の機微性があることを十分に踏まえてマネジメントを行う。研究のフィールドであり、時として研究の協力者ともなるソースコミュニティへの配慮や、文化財・文化遺産の保護、文化環境や生活環境の保全は研究遂行に不可欠なものであり、研究データの取扱いにおいてもその影響の範囲を十分に検討し、記録に残して、その状態・状況が適切に引き継がれるよう対処する。

<研究行為の尊重>

機構は、研究データのマネジメントにおいては、研究データ創出の源になる研究行為を十分に尊重し、研究データを研究行為に由来する正当な所産と位置付ける。このときに、その研究を行った研究者の寄与や研究データの資源化に貢献したデータ管理者等の寄与が研究データとともに正当に認識されるよう、出所に関する情報について適切にマネジメントを行う。また、機構が推進する研究活動における共同研究の位置付けや機構の事業活動を鑑み、共同研究や事業活動のプロジェクト（個々の予算に紐づけられる事業や研究課題の単位をいい、以下「研究プロジェクト」という。）ごとの研究成果の把握に伴って、研究データについても他の成果と同様に機構の重要な成果であり資産であ

ることを認識し、取り扱う。

研究データのマネジメントは、人文学の本来の深化・発展に資することを目的として行う。

2. 用語の定義

本ポリシーにおける用語の定義は以下の通りとする。

(1) 研究データ

公開／非公開、デジタル／非デジタル、最終成果物／中間生成物の区別を問わず、研究活動を進める上で収集しまたは生成する情報資料のこと。

具体的には、研究で収集・生成した「資料（録音、録画、複写・複製等を含む）」「研究ノート」「調査資料（調査票、回答・回収物）」などであり、それらの「目録」、デジタル化された画像やテキスト等の「データ」、またそれらに関する「データベース」などを含む。

このうちマネジメントの対象となる研究データは、機構が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）のそれぞれの事情に合わせ、機関が別途規則等で定める。なお、その範囲は機関の管理する研究費に紐づく研究活動に由来する研究データを基本としつつ、研究成果としての論文や書籍の記述に対する根拠データを最小限の範囲とする。

(2) 研究データマネジメント（Research Data Management, RDM）

研究の開始から終了まで及び研究終了後の期間を通じて、研究データの取扱いの方針・方式・手段等を定め、それに従って運用し、当該研究データの創出支援とその取扱いを実践すること。

(3) データマネジメントプラン（Data Management Plan, DMP）

個々の研究データの取扱いを計画したもののことで、研究プロジェクトにおいてその計画を記録したもの。研究プロジェクトの工程と研究データの発生から管理・活用のサイクルとを考慮したもので、研究プロジェクトの進行に伴い、その過程で随時更新可能なもの。研究プロジェクトの計画段階から実施段階、報告段階を通じ、また研究データの組織的管理において、当該研究データのマネジメントの最適化や検証等に用いる。

3. 研究データマネジメントにおける責任分担

機構及び機関は、本ポリシーの遂行に当たり、以下の責任分担において役割を果たすよう努める。また、研究データ収集・生成者や研究データ管理者（以下、合わせて「研究データ取扱者」という。）に対して、以下の役割を与えて遂行させるものとする。

(1) 機構

ポリシーの策定と定期的な見直し／RDM のための研究インフラの設置・運営／組織的な RDM の支援体制の構築／RDM に関する研修機会の提供／RDM の実施状況

の把握と年次のとりまとめ

(2) 機関

RDM の手続規定の策定及び随時更新／RDM を担当する者の配置／研究データの管理・保存・共有・長期保存・公開のための研究インフラの設置・運営／RDM の実施に必要な経営資源（人、環境、予算を含む）と体制の用意

(3) 研究データ取扱者

DMP の作成と随時の見直し／DMP の機構・機関との共有／研究データの発生等に関する情報の機構・機関との共有／研究資金の出所による制限や個別契約等に付帯する義務等の遵守

4. 研究データマネジメントの共通方針

機構及び機関は、以下の共通方針に基づく RDM に努めるものとする。

- 4-1. （制限制約の認識と資産性の確保）機構及び機関は、研究データの取扱いにあたっては倫理的、法的、財産的な制約や義務があることを認識し、倫理的・法的規範を守りつつ、その資産性を損なうことなく取り扱うものとする。
- 4-2. （組織で管理すべきデータの管理）機構及び機関は、取り扱う研究データについて、組織の責任において安全な保管を行い、研究期間を超えて保存とアクセスを可能にするよう運用する。また、研究データ取扱者が、研究プロジェクトの単位で研究データを把握し、その発生や所在について機構及び機関と共有することができるように措置するよう努めるものとする。
- 4-3. （再利用可能性の担保）機構及び機関は、個々の制約・義務によって匿名化やアクセス制限を施すなどして共有・公開のレベルや期間を適切にマネジメントした上で、取り扱う研究データを安定的に保存・維持する。また、研究データの収集・生成時及びデジタルデータやメタデータ（当該研究データの属性に関する記述、または当該研究データを機械可読化したデータ）の構築時に、研究の遂行を妨げない範囲において、ベストプラクティス（研究領域において比較的により最善であると一定の評価を受けた実践例・方法）に基づく方式や規格を採用するよう努めるとともに、研究データを公開する際には、第三者による利用の条件を分かりやすく示すものとする。
- 4-4. （DMP の活用）機構及び機関は、DMP の記載をマネジメントに活用することとし、取り扱う研究データについて、研究データ取扱者が DMP の作成と共有を行うよう措置するものとする。
- 4-5. （必要資源の確保）機構及び機関は、取り扱う研究データの質と量に対して適切な経営資源（人、環境、予算を含む）を持続的に必要とすることを考慮して、RDM を計画・遂行するよう努めるものとする。なお、このことは、機構及び機関の責任で行うものであり、研究データ取扱者に責任を負わせるものではない。

5. 研究データマネジメントポリシーの適用範囲

- 5-1. (関連規定) 機構及び機関は、本ポリシーの方針に沿った研究データの取扱いについて規則等を定める際には、関連する規則等と調整を図り、定めるものとする。また必要に応じて既存の規則等についても見直し、改定するものとする。
- 5-2. (期間) 本ポリシーは、原則として3年毎に見直しを行うものとし、その見直しの時機までの取扱いの実態や関連する社会動向・学术界の動向を見ながら、必要に応じて更新を図るものとする。

以上